

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市規則第98号

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年安城市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

第2条第9項を削る。

第3条第1項第5号中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。